日本小学生バレーボール連盟コンプライアンス規程

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下、「ＪＶＡ」という。）のコンプラインス規程に基づき、日本小学生バレーボール連盟（以下、「日小連」という。）関係者が順守すべき法令等に関する事項を定めることにより、小学生バレーボールの健全な普及・発展に関する責務を守るとともに、日小連の社会的な信頼を確保することを目的とする。

＊法令等とは、日本国憲法、JVAの定款、JVA諸規程及び日小連定款、日小連諸規程、それらに付随する諸規則並びに社会規範、倫理規範等を言う。

（適用範囲）

第２条　前条に規定する「日小連関係者」とは、以下の者をいう。

⑴　日小連役員（会長、副会長、理事長、常任理事、理事、監事、評議員）及び事務局職員

⑵　都道府県小学生バレーボール連盟（以下、都道府県小連という。）役員、都道府県地区小学生バレーボール連盟（以下、地区小連という。）役員

⑶　JVA「登録及び登録料に関する規程」及び「日本小学生バレーボール連盟加盟チーム及び個人登録規程」に基づいて日小連に登録した個人または団体

⑷　登録選手の保護者

（行動規範）

第３条　日小連関係者は、法令等を順守し、競技規則を守り、常にスポーツマン、スポーツ関係者としての品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるように行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

（禁止行為）

第４条　日小連関係者は、次に掲げる行為（以下「法令等違反行為」という。）を行ってはならない。

⑴　自ら法令等に違反する行為

⑵　他の日小連関係者に対して、法令等に違反する行為を指示・教唆する行為

⑶　他の日小連関係者の法令等に違反する行為を黙認する行為

⑷　上記⑴～⑶の管理監督を怠る行為

２　法令等違反行為の例として以下の行為がある。

⑴　日小連の決定した方針に従わないこと。

⑵　小学生の健全育成から逸脱した日常練習や練習試合等を行うこと。

⑶　指導に名を借りた暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメント、差別、暴言、保護者等へ個人的な要求等、その他人権尊重の精神に反する言動をとること。

⑷　不正な会計処理を行うこと。
⑸　スポーツパーソン、スポーツ関係者として著しく品位を欠く言動、スポーツマン精神に反する言動をとること。
⑹　既に他チームに登録している選手を、そのチームの指導者に承諾なく自チームに勧誘すること。また、選手の入部、移籍に関連し、選手にこれらを強要すること。
⑺　事業推進のために後援並びに協賛社等から、良識を超えた多額の金品の提供を受けること。

（通報）
第５条　日小連関係者は、他の日小連関係者の第４条の法令等違反行為及びその疑いのある行為を知ったときは、直ちに日小連または都道府県小連に通報しなくてはならない。

（事実関係の調査）
第６条　日小連コンプライアンス委員会または都道府県小連は、日小連関係者等から前条の法令等違反の通報があったとき及び自ら前条の法令等違反の疑いのある行為を認識したときは、直ちに事実関係を調査しなくてはならない。
２　調査の対象となる日小連関係者が、第２条⑴「日小連役員及び事務局職員」の場合は、日小連コンプライアンス委員会が事実関係を調査する。
３　調査の対象となる日小連関係者が、第２条⑵「都道府県小連役員、地区小連役員」、第２条⑶「日小連に登録した個人または団体」、第２条⑷「登録選手の保護者」の場合は、都道府県小連が都道府県バレーボール協会（以下、都道府県協会という。）と連携し事実関係を調査する。
４　都道府県小連は、事実関係の調査にあたり、それまでの経緯を踏まえ調査計画を立案し、所定の様式で事前に日小連へ報告しなければならない。
５　都道府県小連は、事実関係の調査や処分決定にあたり、必要に応じて日小連コンプライアンス委員会に助言を求めることが望ましい。
６　調査にあたっては守秘義務を順守し、通報者に迷惑が及ばないように十分配慮しなくてはならない。
７　通報内容が第４条で禁じられている行為であっても、日小連関係者のプライベートに関する問題、保護者間または指導者と保護者間の言動に関する問題等の場合は、日小連コンプライアンス委員会または都道府県小連において、日小連または都道府県小連が扱うべき問題かを判断する。

（調査への協力）
第７条 前条の調査にあたり、協力を求められた場合は、日小連関係者は協力しなくてはならない。
２　日小連コンプライアンス委員会または都道府県小連は、前条の調査にあたり、日小連関係者への記録媒体等の資料開示を求めることができ、開示を求められた者は開示に努めなくてはならない。